

附則第七条中「前条」を「第六条」に改める。
第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十條 附則第一条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣 谷垣 禎一
農林水産大臣 鳥村 宣伸
内閣総理大臣 小泉純一郎

動物の愛護及び管理に關する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第六十八号

動物の愛護及び管理に關する法律の一部を改正する法律

動物の愛護及び管理に關する法律(昭和四十八年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 動物の適正な飼養及び保管」を「第三章 動物の適正な取扱い」に

「第五章 基本指針等(第五条・第六条)」に

「第八条 第十七条」を「第七条 第九条」に、「第十五条」を「第二十五条」に、「第十六条」を「第二十六条」に、「第三十三条」を「第三十七

条」に、「第三章」を「第四章」に、「第十八条 第二十二條」を「第三十五条 第三十九條」に、「第四章」を「第五章」に、「第二十三条 第二十六条」を「第四十条 第四十三條」に、「第五章」を「第六章」に、「第二十七条 第三十一条」を「第四十条 第五十条」に改める。

第三条中「四つ」の下に「学校、地域、家庭等における」を加える。

第三十一条中「第九條第一項又は第十條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条を第四十九條とする。

第三十條中「前三條」を「第四十四條から前条まで」に改め、同条を第四十八條とする。

第二十九條第一号中「第八條第一項」を「第十四條第一項若しくは第二項」に、「第九條第一項」を「第二十八條第三項」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第二十四條第一項又は第三十三條第一項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第三号中「第十五條第二項」を「第二十五條第二項」に改め、同条を第四十七條とする。

第二十八條中「第十二條第二項の規定による命令に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第四十六條とする。

- 一 第十條第一項の規定に違反して登録を受けないうで動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第十條第一項の登録(第十三條第一項の登録の更新を含む)を受けた者
- 三 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三條第三項又は第三十二條の規定による命令に違反した者
- 第二十七條第二項及び第三項中「三十万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第四十四條とし、同条の次に次の一条を加える。
- 第四十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十六條第一項の規定に違反して許可を受けないうで特定動物を飼養し、又は保管した者
 - 二 不正の手段によつて第二十六條第一項の許可を受けた者
 - 三 第二十八條第一項の規定に違反して第二十六條第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者
 - 第五章を第六章とする。

第二十六條中「第五條第四項、第十一條第一項若しくは第二十四條第三項」を「基本指針の策定第七條第四項、第十二條第一項、第二十一條第一項、第二十七條第一項若しくは第四十一條第四項」に、「第十五條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第十八條第五項(第十九條第二項)を「第三十五條第五項(第三十六條第三項)に、「第二十三條第二項」を「第四十條第二項」に改め、これらの下に「基本指針」を加え、第四章中同条を第四十三條とする。

第二十五條を第四十二條とする。

第二十四條の見出し中「及び事後措置」を「事後措置等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四十一條とする。

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学的利用に供する場合に、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代り得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

第四章中第二十三條を第四十條とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十二條を第三十九條とし、第二十二條を第三十八條とする。

第二十条第二項中「第十八條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条を第三十七條とする。

第十九條を第三十六條とする。

第十八條第四項中「公益法人」を「団体」に改め、第三章中同条を第三十五條とする。

第三章を第四章とする。

第十七條第一項中「第十三條第一項」を「第二十四條第一項又は前条第一項」に改め、又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査」を削り、第二章第五節中同条を第三十四條とする。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六條 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項
- (許可の基準)
- 第二十七條 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に關する基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九條第一項の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの